

## 新入生を対象とする寄附金募集に関する事例調査票

日本私立短期大学協会

本調査は、文部科学省において、新入生を対象とする寄附金控除の事例拡大を図るため、所得税法第78条の解釈の明確化について国税当局と折衝しており、同省から本件の検討に資するための事例提供の協力依頼があったため、調査を行っているものです。ご回答は本協会ホームページ (<https://tandai.or.jp>) よりお願いいたします。

学校法人に対する私立学校の新入生からの寄附金については、所得税法第78条の規定により、原則として寄附金控除の対象とはなりません、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される」寄附金については、例外として寄附金控除の対象となるところです（所得税基本通達78-2）。

問1 貴学においては、このような取扱いとなっていることをご存じでしたか。

- ①知っていた                      ②知らなかった

文部科学省では、新入生を対象とする寄附金控除の事例の拡大を図るため、所得税法の規定解釈の明確化等について税務当局との調整を進めているところです。

問2 貴学において、新入生を対象とする寄附金募集を行う上で障害となっている事柄や、税務当局と是非調整を進めてほしい点などの具体的な事例がありましたらお教えてください。

( )

問3 所得税法第78条や所得税基本通達78-2だけでは、寄附金控除の対象であるか判断に迷う点、もっと明確化すべきとお考えの点がありましたら、その具体的な事例についてお教えてください。

( )